

長瀬修・東俊裕・川島聡著
『障害者の権利条約と日本——概要と展望』

(生活書院、2008年)

星加 良司

I 「障害者の権利条約」のインパクトと
その不思議さについて

本書は、2006年に国連で採択され、2008年に発効した「障害者の権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」に関する日本初の概説書である。この条約の成立は長年にわたる国際的な障害者運動の彼岸ともいえるべき画期的な成果であり、障害者のメインストリーミングを実現するための諸施策の推進への寄与に、大きな期待が寄せられている。執筆者はいずれも条約策定の過程にかかわった研究者や運動家であり、各章の論述の端々から著者たちの冷めやらぬ熱気のようなものが伝わってくる。

本書の概要は次のようなものである。まず、本書全体を貫く基本的なモチーフとしては、条約をめぐる理論的・実践的な諸論点を幅広く描き出すことによって、条約を日本の障害者政策の発展に有効に活かしていくために必要な論議を活性化するという点に置かれており、本論部分は全8章で構成されている。第1章「障害者の権利条約の成立」(川島聡・東俊裕)では、本条約の策定の経緯とその基本構造を概観した上で、その意義と運用上の課題について簡潔に整理し、本書で扱われる個別論点を考察する上での基礎的な見取り図を与えている。第2章「障害に基づく差別の禁止」(東俊裕)では、本条約のエッセンスの1つである

差別禁止規定に着目し、その概念的な整理と国内の法整備の必要性について論じている。第3章「強制医療・強制収容」(山本眞理)では、精神障害と法的能力(の欠如)との関係に焦点を当て、本条約の規定や趣旨と国内の法体系との齟齬について問題を提起する。第4章「司法へのアクセス」(東俊裕)では、司法手続におけるさまざまな障壁の実態を明らかにし、それらを除去することの必要性が本条約の中にもりこまれたことの意義を強調する。第5章「手話・言語・コミュニケーション」(高田英一)では、条約において手話が言語として位置付けられたことの重要性を論じた上で、言語政策・文化政策としての今後の施策展開に対する提言を行っている。第6章「教育」(長瀬修)は、条約策定過程におけるインクルーシヴ教育に関する議論を丁寧にフォローした上で、日本の教育行政の実態を踏まえて課題を示す。第7章「労働」(松井亮輔)では、労働市場への障害者の参加に関わる本条約の規定とそれをめぐる基本的な論点を整理した上で、国内の諸施策との関係について論じている。第8章「自立生活」(崔栄繁)では、本条約に示された自立観の転換に着目し、それが従来の障害者施策に与えるインパクトについて考察している。

本稿では、それぞれの議論について詳細に紹介・検討する余裕はないし、本書が狙いとしたとおりこれらの論点に関する研究は徐々に蓄積され

つつあるから、関心のある読者にはそれらに直接当たってほしい。本稿で私が注目するのは、本書の執筆者をはじめとする多くの関係者にとって、この条約がこれほどまでに大きなインパクトをもって受け止められているという事実そのものである。もちろんそれは、この条約の成立が障害問題に関する状況の改善に対して持つ意味の大きさを端的に物語っているといえる。しかし、素朴に考えてみれば、これはいささか奇妙なことに感じられないだろうか。この条約の成立が画期的だということは、裏を返せば、現状では障害者の権利が適切に承認・保障されておらず、しかもその事態は容易に変革しがたいものだという認識が、多くの人に共有されているということである。そしてこの事情は、日本のようないわゆる「先進国」においても全く同様だということである。では、障害者は少なくともこれまでは諸権利を保持・行使する主体でなかったということだろうか。本稿ではこの素朴な疑問を出発点にして、本条約の意義を改めて考察してみることにしたい。

II 「現実」を見極めること

上記の疑問をもう少し分節化することから始めよう。本書でも強調されているように、本条約の目的は、障害者のために新しい権利を創出するものではなく、既に人権として確立されている諸権利を障害者にも実質的に保障することであるとされている。しかし、障害者がこれまで実質的に諸権利を享受していなかったとして、それを保障する手段としてなぜ新たに権利条約を作る必要があったのか。障害者も人である以上、もともと普遍的に承認されている人権の主体であることは疑いようがなく、法的にもそのことは確認されているのだから、あとはそれを実質化させていくさまざまな社会的取り組みが必要なのであって、新たな権利条約制定は屋上屋を架すようなものではないか。

いか。

しかし、現実はこの条約は必要とされた。それはなぜか。この問いへの回答は、本書第1章に見出すことができる。すなわち、条約の特別委員会の議長だったドン・マッケイの言葉を引いて指摘されているように、既存の人権条約は理論的には障害者の権利を保障していたとしても、現実的にはそうでなかったということなのだ。またこのことは、世界人権宣言等の国際文書にも日本国憲法等の各国の基本法にも、差別禁止事由として「障害」が例示されていないという事実にも、象徴的に現れている。つまり、既存の人権法の体系、またその理念に基づいて構成された既存の社会システムの下では、障害者の権利は有効に保護されない構造があったということなのである。ここに本条約の画期的な意義がある。

しかし、それは同時に、本条約を効果的に機能させることがいかに困難な課題なのかを、図らずも映し出す。なぜなら、条約成立の意義が画期的なものであることを認識すればするほど、そうした「画期的」な法的枠組みによって変更を図らなければならない「現実」の頑強さを意識せざるをえないからだ。現在私たちが暮らしている社会が構造的に障害者の権利を阻害する傾向を持ち、その現実には単に既存の人権法の権利主体のリストに障害者を明示的に付け加えるといった方法によっては変更しえないようなものなのだとすれば、その現実とは私たちが意識的・無意識的に共有している価値観や規範に支えられた強固な基盤を持ったものだと思うざるをえない。そうであるならば、本条約が期待通りの効果を発揮するか否かは、むしろ今後そうした現実とどのように切り結んでいくのかという点にかかっているようにも思える。そのためには、その「現実」の正体を分析的に見極め、変革の方途を探る思考が不可欠だろう。

では、本書ではこの「現実」についてどのよう

な認識が示されているだろうか。明示的にこの点を論じた部分は2箇所ある。1つは、既存の人権法が偏った障害者観を前提にしていたことがそうした現実を構成してきたという説明である（第1章）。従来の法体系の前提に、治療・更生・保護等の客体として障害者を見なす障害者観が根深く存在していたことによって、権利主体として障害者を位置付けることが等閑にされたり、あるいは主題化すらされなかったりしてきたというわけだ。この指摘そのものは重要であり、その意味で本条約がそうした障害者観の転換に対して果たす役割は、大いに期待されるところだろう。ただし、仮に障害者観の偏りを是正することによって「現実」が変革できるのだとすれば、それは既存の人権法の枠組みの中でも可能であるように思える。

もう1つは、「法の下での平等」の観念と「能力主義」との親和性のために、障害者が構造的に排除される傾向が生まれたという説明である（第2章）。近代法が想定していた平等とは、さまざまな属性に基づいて人々が異なる取り扱いを受けることを否定するものであり、能力の違いによって生じる結果については沈黙するか、あるいは積極的に是認するものであったとされる。そして障害とは個人に帰属する能力の欠如そのものであり、能力と無関係な属性とは見なされなかった。こうした考え方に従えば、障害者の権利保障の観点から積極的な取り組みを行うことは、むしろ「法の下での平等」の前提と齟齬をきたすことになる。

この指摘を受け止めるなら、変革の対象となる「現実」は、私たちが持っている基本的な平等観や能力観に根ざすものとして見えてくる。では、その変革の道筋はどのように展望されるのだろうか。

Ⅲ 2つのメインストーリーミング

この点を解く鍵として本書で強調されるのは、条約における「新しい概念」の導入である。既存

の社会システムが非障害者を想定した能力観や平等観に立脚して組み立てられているのなら、そこに機械的に障害者を包摂するだけでは問題の解決にはならない。そこで、非障害者が享有している人権を障害者が実質的にひとしく享有し、行使できるような工夫として、「合理的配慮」「言語としての手話」「インクルーシヴ教育」「自立生活」等の新しい考え方が導入されたとされる。ここでは、これらの「新しい概念」がどのような意味で「現実」の変革につながるのかという点に着目して、その機能的性質を2つに分類して理解しよう。

第1に、「現実」と障害者とのインターフェイスの改善を進めるという機能である。「合理的配慮」はこうした性質を持ったアプローチとして理解できる。「合理的配慮」とは、個別ケースに対して提供される、過度な負担を伴わない配慮のことだが、これを義務付けることによって配慮提供後の能力を携えて障害者が社会参加することが可能になる。このように障害者の能力評価に関わる基準を変更することによって、能力主義的な「現実」を本質的に変更することなく障害者の包摂を可能にしようとするのが、このアプローチである。本書の第4章・第7章の主な焦点は、このアプローチの可能性を強調する点にある。

第2に、社会の価値転換を進めるという機能である。これには、障害者の生のあり方を踏まえてメインストリームの社会そのものを変えてしまおうという契機が含まれる。論理的には、障害者が社会のメインストリームに十全に参加していくための手段としては、何らかの方法で障害者がメインストリームに合わせていくというやり方のほかに、メインストリームのあり方を障害者が参加しやすい形に組み替えていくというやり方があるはずであり、この後者に力点を置いたアプローチだということになる。法体系における権利/責任主体の理解にかかわる争点、多数派文化の無自覚的な抑圧性の問題、教育という営みの本質にかか

わる論点、近代的個人という観念に含まれる自立観の問い直しをテーマとした、本書第3章・第5章・第7章・第8章の議論には、この種の要素を見致すことができる。

このように「新しい概念」の機能を整理すると、かつて石川（石川 1992）が提起した障害者の統合戦略のマトリクスが想起される。石川によれば、同化による統合を求める社会的規範の下で、障害者は同化（差異を消去すること）を達成することで統合を実現するか、異化（差異を主張すること）を志向して排除の状態に甘んじるか、という二者択一を迫られる。しかし、実際には同化による統合という社会的規範そのものが偽りであって、「同化+統合」をめざして努力したとしても結局は排除の状態に放置されることになるという。このことを踏まえて石川は、あえて「異化+排除」の状態に戦略的にとどまることによって、やがて「異化+統合」へと向かう足場を確保することを提唱した。

この整理に依拠すれば、第1のアプローチはダイレクトに「同化+統合」をめざすもの、第2のアプローチは「異化+統合」への可能性を拓こうとするもの、といえるかもしれない。もちろんそれらは単純に優劣の評価を与えるべきものではない。しかし、少なくともそれぞれのアプローチに

含まれるメリットと同時にデメリットについても、真剣に考慮しておくことは必要であるように思う。前者には「同化+統合」という理念の欺瞞性、後者には「異化+排除」の地点にあえてとどまらざるをえないという現実的制約の可能性があることが、既に指摘されているのだから。

以上を踏まえると、本条約を有効に機能させていくに当たって論議されるべき事柄は、思いのほか多岐にわたっていることが分かる。本書で具体的に論及されているさまざまな課題（国内法制の見直し過程や条約の履行状況についてのモニタリングへの当事者参加をどのように確保するか、裁判規範として有効な差別禁止法制をどのように整備するか、法の精神を具体化するための諸施策の実施をどのように推進するか等々）はもちろん、そこには社会システムの前提となる価値や規範にかかわる哲学的な問いも含まれる。こうした課題への関心を喚起するという意味でも、本書は良質な啓発の書であるといえるだろう。

参考文献

石川准 1992『アイデンティティ・ゲーム——存在証明の社会学』新評論

（ほしか・りょうじ 東京大学教育学研究科附属
バリアフリー教育開発研究センター専任講師）